

基本方針の策定に関して、「人権救済及び相談支援の体制に関すること」についての
審議会の意見

相談支援の体制に関すること

1. 相談を受けてから問題解決までの一連の流れや、実効的な対応・支援につなぐため、国の関係機関、地方公共団体、NPO等の民間支援団体との連携など、官民一体となって支援を行う体制を整えること。特に、市は人権に関する当事者団体や支援団体等と日常的に情報交換を行うなどして連携を深めること。また、市役所職員が相談対応の仕組みや連携について理解していることが重要であり、研修の充実と各部署でのOJTを通じ理解促進を図ること。
2. 例えば医学的な支援が必要となる場合もあることから、医師会等との制度的な連携のみならず、民間団体等様々な観点での体制を構築すること。そのため、民間団体や事業者等に対し、ソーシャル・インクルージョンの理念や不当な差別の解消に関する周知及び研修を市が行うこと。
3. 人権に関する総合的な相談窓口体制を構築すべきであること。また、そこに携わる相談員については、単に特定分野の資格等を保有するだけではなく人権相談に携わる者としての人権感覚や相談対応実績を重視すること。
4. 相談者に寄り添った広報や情報発信に努め、適切な支援を行うこと。また、SNS等を活用した相談など、様々な手段を用いた多様な入口のある相談支援の体制を構築すること。
5. 国や他地方公共団体の状況、市民の要望等も踏まえ、充実した相談支援を行うための体制の強化及び適切な時期の見直しを行うこと。

(その他、附帯意見)

1. 人権課題の解決につながる実効性のある相談支援の体制構築は重要である。そのため、市民から信頼され、安心して相談することが出来る場所となることが重要であること。
2. 表面化しにくい問題や社会的孤立に陥っている人がいることを前提とした、人と人とのつながりの大切さやまちづくりが最も重要である。人権施策のみにとどまらない、市政全体とした人権を大切にす施策を行うことが重要であること。

人権救済に関すること

1. 人権侵害は多様である。被害者救済のため、画一的な制度運用ではなく、個々の事情に丁寧に対応すること。
2. インターネット上での人権侵害については、内容によっては法務省等の関係機関へ調査要請や削除要請を行うことも必要である。そのため、市民等に関するインターネット上での人権侵害についてモニタリング（定期的な監視・対応）をするなどの対策を早期に講じること。
3. 特に明確な差別意識を持った明らかな人権侵害への対応については、その言動を直ちに止めさせ、あらゆる救済手段を講じるべきである。一部の地方公共団体が制度化している救済手法（人権侵害を行った者に対する勧告やその公表、罰則など）も参考に、国の法整備の状況や市の実情等を踏まえ、実効性のある救済手法について検討すること。また、公正公平な立場で人権侵害の内容を審査する仕組みも必要であり、独立した第三者による審査機関の設置についても検討すること。

（その他、附帯意見）

1. 「市は人権侵害を許さない」という、基本条例に示す理念をあらためて明確にした基本方針とすることが重要であること。また、国や地方公共団体に対し、まさに今差別が起これ続けている現状や、国や行政の責務について、市としての人権・平和のまちづくりの考え方を明示することが重要であること。
2. 人権侵害は、例えば罰金を支払えば許されるものではない。特に、加害者が行った人権侵害によって、被害者が深く悩み、傷つき、苦しんでいることを加害者自身に理解してもらうことが必要である。市は、被害者への支援に限らず、加害者への働きかけも重視しソーシャル・インクルージョンの理念の理解促進に努めることが重要であること。